

年末年始に多い消費者トラブルに要注意！

年末年始は買物・配送・旅行・金融サービス等の利用が増えるため、詐欺サイトや、偽ショートメッセージ（SMS）・偽メールの被害が急増します。最近の傾向をふまえて、2つの事例を紹介します。

詐欺サイト

インターネットを閲覧していたら、利用したことのないサイトで自分が欲しかった家具が販売されているのを見つけた。「歳末割引！残りわずか！1時間以内にお申込みください！」と表示されており、通常20万円の商品が10万円になっていたため、急いで注文して振込代金を支払った。しかし、商品はいつまでたっても届かず、後で確認するとそのサイトは消えてしまっていた。詐欺だと気付いたが、返金はできないか。

アドバイス 近年、ネット通販を利用した詐欺サイトや公式サイトを騙る詐欺サイトによる被害が増えています。一見すると本物のようなホームページでも、実際には商品が届かない詐欺サイトであることがあります。特に「大幅割引」「期間限定」「在庫わずか」など、急いで申込みを促す表示には注意が必要です。

偽のショートメッセージ（SMS）やメール

1通のメールが届いた。内容を確認すると、「新年あけましておめでとうございます。当選しました！登録すると商品を受け取れます。」とあった。嬉しく思い、案内に従って個人情報とクレジットカード情報を入力した。その後、しばらくしてクレジットカード利用明細に身に覚えのない請求があがっており、騙されたことに気付いた。

アドバイス 怪しいメールには「当選」「プレゼント」「無料」「急いで登録」など、手続きを焦らせる言葉がよく使われます。企業からの公式メールは、通常、特典や当選の案内であった場合でも、個人情報入力を直接求めることがありません。

豊中市立生活情報センターくらしかん

消費生活相談窓口：06（6858）5070

月曜～金曜 9時～17時（祝日、年末年始を除く）

